

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は下記「経営理念」に基づき、企業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。そのため、当社ではコーポレート・ガバナンスの強化及び充実を重要課題と位置づけ、経営の健全性、透明性、効率性の確保を追求しております。

〔経営理念〕

感謝の心をもって、従業員の幸せと株主の幸せを追求し、社会の幸せに結びつけます

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

〔補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備〕

議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳につきましては、機関投資家・海外投資家比率の推移等に応じて検討してまいります。

〔補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保〕

当社の管理職には、中途採用者を多数登用しておりますが、女性・外国人の管理職は不在であるため、経営課題の一つであると認識しております。また、社内環境としては、従業員が安心して仕事のできる環境に配慮し、健康経営優良法人認定や育児休業・介護休業等の休業制度の充実、人事評価制度・再雇用制度等の見直しを継続し、多様な人材が働きやすい環境整備に努めております。

〔補充原則3-1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供〕

英文での情報開示につきましては、海外投資家比率の推移等を勘案した上で、今後の課題として検討してまいります。

〔補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等〕

サステナビリティへの対応は、当社にとって重要な経営課題であるという認識のもと、当社ホームページに「経営理念」、「企業行動規範」、「環境方針」及び「SDGs取り組み方針」を開示しており、事業活動を通じて持続可能な社会の実現へ貢献してまいります。今後は2022年3月に設置した「サステナビリティ委員会」の取組みを開示するとともに、人的資本や知的財産への投資等を含め、情報開示の質と量の充実を進める方針です。ホームページURL <https://www.tenryu-saw.com>

〔補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への関与〕

代表取締役社長等の後継者計画は策定しておりませんが、計画的な取組みの重要性は十分認識しております。今後、中長期的な課題として後継者計画の策定を検討してまいります。策定した後継者計画につきましては、主たる委員を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申内容を踏まえて、取締役会で決議いたします。

〔原則4-2 取締役会の役割・責務(2)〕

当社は、取締役会で決議すべき事項につきましては、経営陣の健全な起業家精神に基づく提案を歓迎し、独立社外取締役の意見も踏まえながら十分な審議検討を行うこととしており、決定した内容につきましては担当取締役が責任を持って指導・執行しております。また、取締役の報酬は、固定報酬と短期的な業績連動報酬で構成し、主たる委員を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」に諮問し、取締役会が同委員会の答申を尊重して決定しております。今後は経営陣が中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬体系について、その要否を含め検討してまいります。

〔補充原則4-2 客観性・透明性のある報酬制度の設計〕

取締役の報酬は、固定報酬と短期的な業績連動報酬でバランスの取れた体系としておりますが、今後は主たる委員を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」において、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬体系について、その要否を含め検討してまいります。

〔補充原則4-2 サステナビリティの取組みの基本的な方針の決定〕

当社の取締役会は、サステナビリティを巡る取組みが当社にとって重要な経営課題であるという認識のもと、当社ホームページに「経営理念」、「企業行動規範」、「環境方針」及び「SDGs取り組み方針」を開示しております。今後は、当社の持続的な成長に資する人的資本・知的財産等の経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の立案・実行及び監督機能について検討してまいります。

〔補充原則4-11 取締役会の多様性スキル等の開示〕

当社の取締役会は、外国国籍の取締役1名を含む社内取締役7名、女性の取締役1名を含む独立社外取締役2名の合計9名で構成しており、取締役としての役割・責務を実効的に果たすための知見、豊富な経験、能力及び多様性に配慮した構成としております。また、監査役会は、独立社外監査役2名を含む3名で構成しております。スキル・マトリックスの開示及び会社経営経験者の独立社外取締役選任につきましては今後検討してまいります。

〔補充原則5-2 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況〕

中期経営計画や経営戦略につきましては当社ホームページに開示しておりますが、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況を示していません。今後、経営資源をコア事業の強化や将来への成長投資に有効利用できるよう検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な企業価値の向上と社会的責任を果たすため、製品の安定供給・資材等の安定調達など経営戦略の一環として、また取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証し、必要に応じて適時・適切に売却する旨を開示しております。また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「役員規程」及び「取締役会規程」にて、会社法で定める利益相反取引を取締役会の承認事項とし、当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定給付企業年金制度を採用し、当該年金資金の運用は外部の運用会社へ委託しております。また、財務・金融の知識・経験を有する人材を担当者とし、すべての運用機関の運用実績等をモニタリングし、アセットオーナーとして機能を発揮できるよう取り組んでおります。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 「社是」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「中期経営計画」につきましては、当社ホームページに掲載しております。

ホームページURL <https://www.tenryu-saw.com>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書に記載しております。

() 経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する方針と手続きにつきましては、有価証券報告書・株主総会招集通知等に記載しておりますが、主たる委員を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」が審議し、取締役会に対し助言・提言いたします。それを踏まえ、取締役会で審議し、決議いたします。

() 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きにつきましては、主たる委員を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」が審議し、取締役会に対し助言・提言いたします。それを踏まえ、「役員規程」及び「取締役会規程」に基づき取締役会で審議し、決議いたします。

() 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名に関する説明につきましては、株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

「取締役会規程」において付議すべき重要事項を詳細かつ具体的に定めており、また、「稟議規程」により稟議等において決定する事項を規定しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限・職務分掌等につきましても、「職務権限規程」により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえた当社の独立性基準を策定し、当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-10 任意の指名・報酬委員会の設置と指名・報酬に関する関与】

当社は独立社外取締役を2名選任しておりますが、取締役会の過半数に至っておりません。したがって、主たる委員を独立社外取締役2名、独立社外監査役2名で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」を設置し、主に取締役の選解任や報酬などに関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性や保有スキルの観点を含め、取締役会に適切な関与・助言を行う体制としております。

【補充原則4-11 取締役・監査役による役割・責務を果たすための時間等】

社外を含む取締役・監査役の兼職につきましては合理的範囲にとどめております。なお、その兼職の状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社の取締役会は、2021年度の取締役会の実効性評価を実施いたしました。この実効性評価は、客観性・透明性を担保するため、外部機関のサポートを受け、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の構成や運営、議論等、取締役会に関連する全般的な事項についてアンケートを行う方法で実施いたしました。アンケートの分析の結果、当社の取締役会の実効性は概ね確保できていることが確認されました。今後も取締役会の実効性評価を定期的実施することで、実効性の状況を把握し、さらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

社外を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要な事業・財務・組織等に関する知識を取得するための機会の提供、斡旋、費用面の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主からの対話(面談)の申込みに対しては前向きに対応しております。対応は取締役経営管理部長が担当し、経営企画課を中心にその他の部門と連携しながら進めております。なお、「内部者取引管理規程」に基づき、インサイダー情報の漏洩防止・情報管理にも鋭意努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

天龍製鋸社員持株会	330,641	7.15
株式会社静岡銀行	227,550	4.92
遠鉄タクシー株式会社	199,186	4.30
鈴木寛善	100,000	2.16
高村博昭	93,000	2.01
鈴木良策	92,000	1.99
株式会社河合楽器製作所	90,000	1.94
株式会社SBI証券	88,500	1.91
皆川源	84,700	1.83
株式会社愛知銀行	78,900	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

2022年9月30日現在の保有状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
杉山明喜雄	公認会計士												
河島多恵	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山明喜雄			公認会計士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験のもと、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できる人材と判断し選任しております。また、同氏は、当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
河島多恵			弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等により客観的、専門的な助言、監査等を行うことができる人材と判断し選任しております。また、同氏は、当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役

補足説明 更新

取締役の指名及び報酬等に関する手続において、公平性、透明性、客観性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、主たる委員を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 会計監査人と監査役の情報連絡会を、年間4回以上開催しております。
2. 会計監査人と監査役会は、監査体制の協議及び年間監査計画打ち合わせと、監査結果の評価及び対応方針の検討を行っており、必要に応じ臨時の情報連絡会を開催できる体制をとっております。
3. 内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役の職務を補助しております。
4. 内部監査室担当者は、会計監査人と監査役の情報連絡会に同席し、情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽俊文	税理士													
大庭晋一	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽俊文			税理士であり、中立的立場での経営監視に適任として選任しております。また、同氏は当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大庭晋一			税理士であり、中立的立場での経営監視に適任として選任しております。また、同氏は当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

第155期において役員退職慰労金制度を廃止し、第156期より月額報酬の一部に業績連動報酬を取り入れております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬額の限度額は1991年6月27日開催の第138期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内、監査役は年額45百万円以内と決議されております。

また、有価証券報告書に、取締役と監査役各々の支給人員と支給総額並びに社外役員分を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりです。

1. 基本報酬に関する方針

当社の役員報酬は役別固定報酬と業績連動報酬から構成されております。個別の報酬額につきましては、固定報酬は、各取締役の役位や職責、執行の状況、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。業績連動報酬は、各事業年度における営業利益の目標値に対する達成度合いに基づいて決定しております。当社は、営業利益を主たる事業の成績を端的に表す指標と位置づけ、役員全員が常に意識し増益を図っております。

2. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬全体に占める固定報酬と業績連動報酬等の割合は、65:35を目安としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポート体制としましては、経営管理部経営企画課及び内部監査室が担当しており、要請等に迅速に対応できる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行の状況)

取締役会は取締役9名で構成され、原則月1回開催しております。取締役会で経営に関する重要事項を決定し、各取締役が業務執行を行っております。

(監督・監査の状況)

1. 取締役会は、各取締役の業務執行状況を相互に監督しております。また、社外取締役を2名選任し、客観的な立場からの監督機能を強化しております。

2. 監査役会は、取締役会の決定事項及び各取締役の業務執行状況を監査しております。

3. 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、河俣貴之氏、鎌田将行氏であり、ときわ監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は少数精鋭の効率経営を目指しており、経営の規模・環境等からも迅速な意思決定とこれを具体化する業務執行が密接・不可分のものとなっているため、現状の体制をとっております。

一方、取締役会に社外取締役2名を加えることによって経営の透明性を高めると共に、社外監査役2名を含む監査役会が内部監査室との連携のもとに、客観的・中立的な経営監視機能を果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定要件の発送期限前に発送しております。また、同通知は発送前に証券取引所へ開示し、当社ホームページにも掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催するよう留意しております。

電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
----------------	---------------------------

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、臨時報告書、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーについて「社是」、「経営理念」及び「企業行動規範」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」において、公正、迅速かつ確に企業情報を開示する旨を定めております。
その他	当社は、従業員が安心して仕事を続けられるよう、育児との両立を目的とした職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。また、「健康経営優良法人」の認定も受けており、従業員の健康増進に対しても積極的な取り組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針について

- 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。
- 取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役等の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・保存し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。
- 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役等の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。
また毎月1回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
海外統括部が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料及び重要な情報の収集・整理を行う。
 - 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
 - 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、担当部署の業務執行管理及び内部監査室の業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。
 - 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グ

ループの「企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。
また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。
(2) 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。反社会的勢力及び団体からの不当な要求等に備え、外部関係機関・顧問弁護士等との連携を密にしております。詳細は、当社ホームページの「反社会的勢力排除宣言」に掲載しております。
ホームページURL <https://www.tenryu-saw.com>

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)の内容の概要

a 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するこ

と、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

b 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

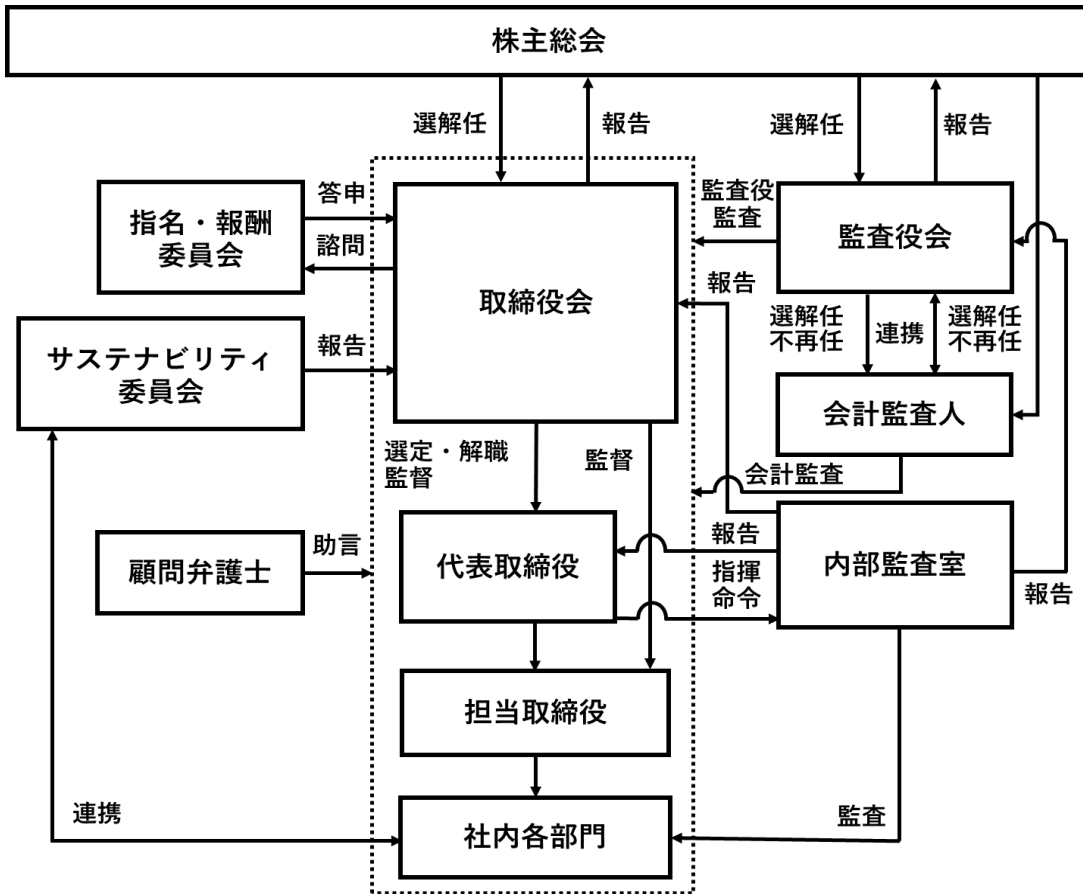
本プランの有効期間は、原則として、2022年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その考えを实践するため、法令や証券取引所規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)につきましては、当社ホームページ等の手段により積極的な開示に努めております。

ホームページURL <https://www.tenryu-saw.com>

コーポレート・ガバナンス模式図



適時開示体制の概要 (模式図)

